

「制度改革」について

実習教員は、教育職であるという認識のもと、実験・実習教育の充実と、実習教員に対する様々な教育活動の制限や差別的扱いを一掃しようと全国的運動が広がり、1981年に議員立法として「制度改革」法案が国会で審議されました。しかし継続審議となり、その後も6回におよぶ国会審議が繰り返されましたが、法案成立には至っていません。現在、法案として国会へ上程はされていませんが、実習教員部運動の根幹は「制度改革（教諭一元化）」実現へのとりくみであり、今日でもその精神に変わりはありません。

「制度改革（教諭一元化）」法案とは？

正式名称「学校教育法等一部を改正する法律案」

① 学校教育法の改正

職名「実習助手」を削除し職務規程をなくす。

② 高校標準法（定数）の改正

教諭と「実習助手」の定数を合計して、教諭に一本化する。→ 教職員全体の定数変更はない。

③ 文部科学省の省令改正

理科実験および特別支援学校の、特殊教科担当の教諭免許をあらたに取得できるようにする。

④ 関連法案の改正

「制度改革」法案にともなう関連法を改正する。

⑤ 経過措置

「制度改革」法案成立時に、すでに「実習助手」として採用されている人に対して、教諭へ任用替えとなるまで一定期間の経過措置をもうけるというものです。

実験・実習教育の現状

近年、実験・実習に必要な施設・設備の環境整備が滞り、実験の授業時間数も減少傾向にあります。この背景には「教育予算の削減」「実習教員の兼務」「座学重視の傾向」「正規採用率の低下」など、多くの問題



があります。実験・実習を通じた学びにより、確かな知識や幅広い視野を養うことは、真の学力向上においてとても重要なことです。

実習教員の賃金を大幅改善

私たちは学校現場で教諭と同じ働き方をしているにもかかわらず、安価な1級賃金に抑えられており、退職手当も含めた実習教員の生涯



賃金は、2級賃金の教諭と比べると驚くほどの大きな差があります。しかし、私たちの長年にわたるとりくみにより、ほとんどの都道府県で実習教員の2級格付が実現しています。ところが近年、2級格付けの撤廃あるいは格付け時期を遅らせるなどの圧力が強まっています。詳しくは、あなたの所属組織までお問い合わせください。

あなたの力が必要です！

今ある権利や待遇は、黙っていて得られたものではありません。全国の仲間が結集し、連帯してとりくみをすすめ改善させてきた成果です。

**何も言わなければ何も変わりません！
あなたの加入を心からお待ちしています！**



あなたも私たちと一緒に

私たちは、実験・実習教育の充実と、全国12,000名の実習教員の待遇改善を求め丁寧なとりくみをすすめています。



全日本教職員組合
実習教員部

〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1

全国教育文化会館

TEL : 03(5211)0123 FAX : 03(5211)0124

E-mail : jikkyo@educas.jp

実験・実習教育の充実と「制度改革」

いま全国的に、教育予算や定員の削減など、実習教員のおかれた状況は深刻です。また「授業で指導しているのに評価に携われない」、「部活動で中心的な立場で指導しているのに試合引率ができない」など、多くの矛盾と問題を抱えています。このような問題の解決をめざし「実験・実習教育の充実と『実習助手』制度改革」実現を求め、日々職務の「内実化」にとりこんでいます。

「職名」・「呼称」について

「実習助手」という職名は正式な名称でありながら、学校現場において矛盾や差別など、様々な問題をもたらしています。「制度改革」が進展しない中、それらを改善するため、各都道府県組織のとりくみにより、「実習教員」などの呼称が多く組織で使用できるようになりました。また、文部科学省も私たちとの交渉の中で「**各地方公共団体が呼称を変更することに問題はない**」「**呼称の変更について、現行制度上では違法とは考えていない**」と回答しています。

-----キリトリ-----

() 組合加入届

お名前	
勤務校	
連絡先	

実習教員が抱える様々な問題！

- ・教員免許法では何の制限もないのに、都道府県レベルで、実習免許による教諭任用替え（教諭定数枠）試験が廃止された。
- ・入試や引率業務に携わることを制限されている。
- ・賃金、諸手当、評価において差別的扱いを受けている。
- ・2級賃金で退職したのに、再任用後は1級賃金にされた。（給与水準引き下げ問題）
- ・施設管理を理由に校務分掌を持たせず、職員会議にも出席させてもらえない。

このような様々な問題について交流し、教職員としての地位回復と、勤務条件の改善をめざしたとりくみをすすめ、子どもたちに寄り添いながら充実した実験・実習教育をめざしましょう。

実習教員の職務って何？

学校教育法 60 条 4 項では「実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける」と記されています。これを狭義に解釈して、実習教員を全ての業務で補助的扱いに押し込めてしまうことがあります。この実習教員の「助ける」は「教頭は校長を助ける」「助教諭は教諭を助ける」と同じ意味の「助ける」であり、実験・実習教育の効果を向上させるための「助ける」です。にもかかわらず、「実習助手」だけが補助的業務という論法は成り立ちません。文部科学省も、「**実習助手が実験・実習以外の指導や業務を行うことに、何ら制限をかけるものではない**」と回答し、私たちの教育活動に制限がないことを明確にしています。

語りあい・学びあい・組みあう 仲間との新しい出会い

「全教実習教員部全国学習交流集会」

毎年、全国学習交流集会を開催し、子どもたちに「実験・実習を通じて主体的な学びを届けたい」という願いから、子どもたちが実験・実習に興味や関心を持ってとりくめるよう、私たちの日頃の実践を持ち寄って、学習と交流を深めています。

集会では、「やっぱ e ね !!」をキャッチフレーズに、授業実践にすぐ役立つ丁寧な学習や、今後の実習教員運動をより発展させるための活発な意見交流がなされ、とりくみのヒントが見つかることができます。また、新しく実習教員に採用された方や青年教職員を対象に、職場での悩みや、組合活動の「アレ！コレ！」を語り合い、問題解決へのヒントを共有し合っています。

「各ブロック開催の学習交流集会」

全国各地を5つのブロックに分け、より近県の仲間が集い、各組織の状況や要求の掘り起こしをおこない待遇改善に役立てています。

「支えあい・助けあい・高めあう」

全教実習教員部がめざすもの

私たちの「勤務条件確立」や「待遇改善」は、確定交渉によって決まります。何といたっても要求実現には「数の力」が必要です。

私たち実習教員部は、未来へ向けてしっかりとした礎を築くために組織拡大強化をめざします。